# 全国市町村職員共済組合連合会
# 公報号外第１９９号

日本年金機構との情報交換におけるマニュアル整備業務
に係る企画競争

平成３０年４月１３日

東京都千代田区二番町２番地
全国市町村職員共済組合連合会

公告第１４２６号

# 企　画　競　争　公　告

次のとおり企画競争に付します。

平成３０年４月１３日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長　　小 谷　隆 亮

１　企画競争に付する事項
(1) 件　　名　日本年金機構との情報交換におけるマニュアル整備業務
(2) 業務内容　別途配付する仕様書のとおり。
(3) 契約期間　契約締結日から平成３０年１２月２８日（金）まで
(4) 履行場所　全国市町村職員共済組合連合会

２　契約相手方の決定方法
本企画競争に参加する者から提出された企画書等の審査及び評価を行い、総合的に最も評価の高かった１者を選考する。

３ 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項
(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当するものとする。
(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成２８・２９・３０年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本競争の参加資格はない。
(5) 全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に対する提出書類に虚偽の事実を記載していないこと。
(6) 連合会から企画競争説明書の交付を受けた者であること。
(7) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
①　契約の相手方として不適当な者
ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。））の代表者、団体である場合は代表者、理事等、（その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

②　契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

４　企画競争説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間　平成３０年４月１３日（金）から平成３０年４月２０日（金）まで（土日祝祭日を除く。）の間の９時から１７時まで

(2) 交付場所　〒１０２－００８４
東京都千代田区二番町２番地　東京グリーンパレス　事務棟２階
全国市町村職員共済組合連合会　年金部　年金システム課
担当者：壁田・谷井
ＴＥＬ：０３－５２１０－４６１７

５　問い合わせ先

全国市町村職員共済組合連合会　年金部年金システム課
担当者：壁田・谷井
E-MAIL：nenkinshisutemu@shichousonren.or.jp

※　問合せは、原則として平成３０年４月２０日（金）までの間においてE-MAILでのみ受付けるものとする。

【緊急時連絡先】　０３－５２１０－４６１７

６　企画競争参加申込書及び企画提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限　平成３０年４月２３日（月）１７時まで

(2) 提出場所　東京都千代田区二番町２番地　東京グリーンパレス　事務棟２階

全国市町村職員共済組合連合会　年金部　年金システム課
担当者：壁田・谷井

(3) 提出方法　直接持参すること。

7　その他

(1) 契約保証金
免除する。

(2) 書類の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した書類は無効とする。

(3) 契約書の作成の要否
要

(4) 提出書類の作成に係る費用
提出者の負担とする。

(5) 書類の取扱い
提出された書類は、連合会において提出者に無断で、他の目的に使用できないものとする。また、提出された書類は返却しない。

(6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(7) その他
落札者決定後、所定の事項を落札者が履行しないと連合会が判断した場合は、契約を締結しないことがある。